

〔資料〕

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（二）

佐 立 治 人

目 次

はじめに

一 岩村藩儒の序文

附一 木下順庵の書翰（以上、五十九卷一号）

二 呉訥の序文

附二 『棠陰比事』の嘉定四年の桂方采自序（以上、本号）

二 呉訥の序文

若山拯の「刻祥刑要覧序」の次は、編者の呉訥が、明朝第六代皇帝英宗の正統七年（一四四二）八月に書いた「祥刑要覧序」である。

〔和訳〕

むかし、舜帝や周王朝の聖君は、刑法を制定し、道德の教えを周知徹底させるための助けとしました。聖君が裁判を慎重に行おうとする意思は、詳しく経書に記されています。前漢・後漢以降の、天下が治まることを願う君主が、政治の基本を植えつける方法もまた、裁判を慎重に行うことこそが最優先であったのです。そして、我が明朝は、仁義を理念として国家を建設しました。刑罰を明らかにし法律を定めるに当たっては、もっぱら、裁判を慎重に行うことを旨としています。万世の臣民はなんと幸せなことでしょう。

私は以前、みことりを受け、監察御史（原文。六察）に任じられました。そのため律文を手にとって、日夜、研究し

ました。さらに、経伝（「経」は儒教の経書、「伝」はその注釈。）の教訓の言葉、及び古今の裁判の鑑戒を記した文章を抜き書きして座右に置いて、官務に服し国家に報いる志を励ましたのです。その後、昇進を被り、南京都察院（原文。留台）をつかさどりました。敬んで職務に勉めること十年に及んだ末、老齢で退官して故郷に帰ることができました。皇帝陛下の御恩は天のように広大であり、一生を懸けても報いることはできません。

このごろ、桂万栄の『棠陰比事』を閲読して、その書物が智慧や思慮を増益することができる内容を有していることを喜びました。そこで、訂正（原文。緒正）を加えた上で、抜き書きしておいた経伝の訓言及び古今の裁判の鑑戒の後に『棠陰比事』を附し、全体を「祥刑要覧」と題しました。

ある人が質問しました。「桂万栄は、『棠陰比事』を刊行した時、売名行為であると思われるのを気にしていました。あなたが『祥刑要覧』を刊行するのは、売名行為だと思われる恐れはありませんか。」と。私は答えました。「桂万栄は、南宋の寧宗（在位一一九四～一二二四）の時に、餘干県（現在の江西省余干県の西北）の尉（捕盗を主る官）に任じられま

した。これは彼が初めて就いた官です。任期が満了して、次のポストが空くのを待っている間に『棠陰比事』を刊行しました。ですから、昇進を求めているのではないかと疑われる恐れがあったのです。今、私は、七十歳の年齢（原文。耄老之年）で、門を閉ざし、命が尽きるのを待つております。いったい何を望むでしょうか。ましてや現在、聖明なる皇帝陛下が上にいらっしゃいます。もろもろの裁判を慎重に行われ（原文。哀矜庶獄）、我が明王朝に対して天命が永遠に下され続けることを祈っておられます。現今の明王朝の隆んなことは、全盛期の周王朝に並びます。この『祥刑要覧』が成ったことが、万が一、刑罰を司る官が自分の担当する裁判を慎重に行う（原文。式敬由獄。『尚書』立政の周公の言葉。）ことの助けとなり得るならば、私は、このまま死んでも栄誉と幸福とに恵まれたことになりました。」と。質問した人は、わかりましたと言つて退きました。以上のことを記して序とします。

正統壬戌の年（七年）の秋八月朔日、嘉議大夫（正三品）都察院左副都御史致仕、海虞（南直隸蘇州府常熟県の雅称。常熟県は現在の江蘇省常熟市。）の呉訥が謹んで序文を書き

ました。

【原文】

祥刑要覽序

昔在、虞周聖君、制刑弼教。其欽恤之意、具見于經。而漢而降、願治之主、所以培植基本者、亦未有不以致謹刑獄為先也。洪惟、天朝以仁義立國、明刑定律、一以欽恤為本。万世臣民、何其幸歟。訥、曩膺詔命、備員六察。因取律文、夙夜研討。

復錄經伝訓言、暨古今法戒、實於左右、用厲服官報國之志。繼蒙陞典留台。黽勉祗職、始終十載、獲遂歸老。皇恩如天、沒齒無報。間閱桂氏棠陰比事、嘉其有可益（東洋文庫所藏『重刊祥刑要覽』は「益」の後に「人」がある。）智慮。因為緒正、附所録訓戒之後、摠題曰祥刑要覽。或問之曰、桂氏嘗嫌近名。茲無似乎。訥曰、万榮在宋寧宗時、筮仕餘干県尉。秩滿待次、而刊其書。故有干進之嫌。今愚（「愚」はもと「遇」に作る。同上『重刊祥刑要覽』に従つて改めた。）以耆老之年、杜門待盡。復何覬哉。況今聖明在上、哀（哀）はもと「克」に作る。同上『重刊祥刑要覽』に従つて改めた。）矜庶獄、祈天永命、比隆成周。是編之成、万分有一、

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（二）

得為司祥刑者、式敬由獄之助、訥、雖死、与有榮幸焉。問者唯而退。因書為序。正統壬戌秋八月朔、嘉議大夫・都察院左副都御史致仕、海虞吳訥謹序。

【訓読】

祥刑要覽序

むかし、虞周の聖君、刑を制し教を弼く。其の欽恤の意、具さに經に見わる。而漢より降り、治を願うの主、基本を培植する所以の者も、亦た未だ謹みを刑獄に致すを以て先と為さざる有らざるなり。ここにおもりに、天朝は仁義を以て國を立つ。刑を明らかにし律を定め、一に欽恤を以て本と為す。万世の臣民、いかに其れ幸いなるか。訥、さきに詔命にあたり、六察に員に備わる。因りて律文を取り、夙夜研討し、復た經伝の訓言および古今の法戒を録し、左右におき、もつて官に服し國に報ずるの志を厲す。繼いで陞を蒙り留台をつかさどる。黽勉として職を祗むこと始終十載。歸老するを遂ぐるを獲たり。皇恩、天の如し。齒を没するも報いる無し。このごろ桂氏の棠陰比事を閲し、其の、智慮を益す可き有るを嘉す。因りて緒正を為し、録する所の訓戒の後に附し、摠べ

題して祥刑要覽と曰う。或ひと之れに問いて曰わく、桂氏、嘗て、名に近づくを嫌う。これ似る無きか。と。訥曰わく、

万榮は宋の寧宗の時に在りて、餘干県尉に筮仕す。秩滿ち次を待ちて其の書を刊す。故に干進の嫌い有り。今、愚、蓋老の年を以て、門を杜ぎ盡くるを待つ。復た何をのぞまんや。

況んや今、聖明、上にまします。庶獄を哀矜し、天の永命を祈り、隆を成周に比す。是の編の成る、万分に一有りて、祥刑を司る者、もつて由獄をつつしむの助けと為るを得ば、訥、死すと雖も、榮幸あるにあずかるなり。問う者、唯して退く。因りて書して序と為す。正統壬戌秋八月朔、嘉議大夫・都察院左副都御史致仕、海虞の呉訥、謹んで序す。(若山拯の誦読を変えた箇所がある。以下同じ。)

「訥、さきに詔命をうけ、六察に備員す。」とある。「六察」は監察御史のことである。『明史』呉訥伝に、「洪熙元年(一四二五)、侍講学士沈度(一二五七—一四三四)、訥の経明行修なるを薦む。監察御史を授けらる。」と記されている。

「復た経伝の訓言および古今の法戒を録す。」とあるが、「経伝訓言」は、『祥刑要覽』の「經典大訓」「先哲論義」の章にま

とめられたものであり、「古今法戒」は、『祥刑要覽』の「善者為法」「悪者為戒」の章にまとめられたものである。

「繼いで陞を蒙り留台を典ぶる。黽勉として職を祇むこと始終十載。帰老するを遂ぐるを獲たり。」と書かれている。「留台」は南京都察院を指す。『明史』呉訥伝に、「(宣徳)五年(一四三〇)七月、南京(都察院)右僉都御史に進む。尋いで(南京都察院)左副都御史に進む。(中略)(正統)四年(一四三九)三月、老を以て致仕す。」と記されている。

「桂氏、嘗て、名に近づくを嫌う。」とあるのは、『棠陰比事』の、嘉定四年(一二二一)に書かれた桂万榮の自序の「名に近づくを嫌わず、これを木にきざんで、以て其の伝を広めんと擬す。(原文。弗嫌於近名、擬擬諸木、以広其伝。)」という文を踏まえた言葉である。また、「万榮、宋の寧宗の時に在りて、餘干県尉に筮仕す。秩、滿ち、次を待ちて、其の書を刊す。」とあるのは、同じく桂万榮の自序の「開禧丁卯(三年。一二〇七)の春、僕、饒の餘干(江南東路饒州餘干県)の尉を以て、郡(饒州を指す)におもむく。(原文。開禧丁卯春、僕、以饒之餘干尉、趨郡。)」(既にして東帰す(故郷の両浙東路慶元府慈溪県(現在の浙江省寧波市の北西)に帰る)。參選して、

元府慈溪県(現在の浙江省寧波市の北西)に帰る)。參選して、

建康（江南東路建康府。現在の江蘇省南京市）の犴曹（司理參軍のこと）を待次す。（原文。既而東帰。參選、待次建康犴曹。）という文に基づく言葉である。『棠陰比事』の嘉定四年の桂万榮自序については、その全文を次項に掲げる。

呉訥の序文が書かれた年月日が「正統壬戌（一四四二）秋八月朔」と記されているが、『祥刑要覽』が初めて刊行されたのは、景泰二年（一四五二）になってからであったことは、後で説明する通りである。

附二『棠陰比事』の嘉定四年の桂万榮自序

『棠陰比事』には、編者桂万榮の自序が二つ附いている。一つは嘉定四年（一二二二）のものであり、もう一つは端平元年（一二三四）のものである。岩村藩が刊行した『祥刑要覽』を含めて、江戸時代の日本で刊行された『祥刑要覽』には、端平元年の桂万榮序が掲載されているが、嘉定四年のものは掲載されていない。ところが、明の蔡清（一四五三～一五〇八）が著した『易経蒙引』の卷八下の中孚の項に、「祥刑要覽の桂氏後序曰わく」として引用されている文章は、『棠陰比事』の嘉定四年の桂万榮自序の文章である。

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（二二）

明の陳察（弘治十五年（一五〇二）の進士）が呉訥の『祥刑要覽』を増補した『重刊祥刑要覽』（東洋文庫所蔵）にも、嘉定四年の桂万榮序が掲載されているが、『重刊祥刑要覽』には正徳十五年（一五二〇）に書かれた編者陳察の自序が附されており、『重刊祥刑要覽』が刊行されたのは、正徳十五年以降であり、正徳三年（一五〇八）に蔡清が歿した（『明史』卷二八二、儒林伝）後であることが知られるから、蔡清が見た『祥刑要覽』は、呉訥が編集した、『祥刑要覽』であつたに違いない。すると、呉訥が編集した『祥刑要覽』には、本来、『棠陰比事』の嘉定四年の桂万榮自序が掲載されていたのである。そこで、嘉定四年の桂万榮序の全文を次に掲げる。テキストには『四明叢書』所収『棠陰比事』のものを用いた。

【和訳】

開禧三年（一二〇七）の春、私は、江南東路饒州の餘干県（現在の江西省余干県の西北）の尉（捕盗を主る官）の立場で、饒州（治所は現在の江西省波陽県）の役所に赴きました。州院（録事參軍が執務する官舎。原文「糾曹」）の書架は書物で一杯でした。録事參軍（州の事務を総轄し、鞠獄も掌る

五（四〇四）

官)の孫起予さんは武林(臨安府の雅称)の人です。一日中、親しく過ごしているうちに、話題が裁判の事に及びました。孫さんは次のように語りました。

「そもそも裁判を司る官は、実に人民の命を司る官であつて、天心の向背、国家の命脈の長短はこれに繫つています。

他の職掌に比べて、とりわけ慎重であるべきです。近頃、本州鄱陽県(現在の江西省波陽県)の尉司の胥吏が殺されました。夕暮れ時であつたので、誰が犯人かわかりませんでした。

命令を承けて犯人搜索に当たつた役人は、間もなく兪達という者を捕えて報告しました。証拠も証人も皆そろい、本人もまた罪を認めました。かつ、殺害計画に加わつたとして、三人の弓手(県尉の下で働く捕盗人夫)が逮捕されました。各人の供述書突き合わせてみると、一つも異なる辞句がありません。そのことがかえつて私に疑いを抱かせました。私は州知事のもとへ参上し、この事件の判決を延期して下さるようお願いしました。そして、改めて、犯人の情報を知らせてくれた者に賞金を与えるという揭示札を立て、広く聞き込み捜査を行つて、真犯人を追求めました。日ならずして、案の定、龔立という名の真犯人が見つかりました。こうして裁

判を正しく行うことができたのですが、もし真犯人が見つからなければ、理不尽にも四人の罪のない人を死刑に追いやってしまふところでした。無実の罪で死刑になつた人は千年の後まで恨み続けるでしょう。いったい誰がその責任を取るのでしょうか。」

私は孫起予さんの話を聞いて、驚いて襟を正しました。そして感嘆して、「孔子は易を繰り返し読んで、竹簡を結ぶひもが三度も切れました。孔子は易の中孚の卦に「獄を議し死を緩くす。(裁判を慎重に行つて、死刑に当たらない人が死刑にならないようにする。)」という象伝を特に加えました。そして古の裁判官もまた、「一たび成れば変ず可からざる」者(「礼記」王制の文言。刑を意味する。)に心を尽くしました。孫さんはこのような、裁判は慎重に行わなければならないという精神をお持ちです。」と申しました。

その後、私は、餘干県尉の任期を終えて、東方の故郷、慈溪県(現在の浙江省寧波市の北西)に帰りました。吏部に赴いて昇任資格の審査を受け(原文。參選)、江南東路建康府(現在の江蘇省南京市)の司理参軍(鞫獄を掌る官)のポストが空くのを待つておりました(原文。待次建康犴曹)。し

ばしば孫起予さんの話を思い出し、何か心配事でもあるのかとまわりから見られる有り様でした(原文。若有隱憂。『詩經』邶風、柏舟に「耿耿不寐、如有隱憂。」とある)。そこで、ひまな折に、和魯公父子の『疑獄集』に収録されている裁判実話を取り入れ、開封(現在の河南省開封市)の鄭公の『折獄龜鑑』に収録されている裁判実話を加えて、事実を對比し題辭を対句にし(原文。比事屬辭。『礼記』經解に「屬辭比事、春秋教也。」とある)、対句にした題辭を連ねて七十二韻を作り、『棠陰比事』と名づけました。

およそ私と志を同じくする人が、それぞれの能力に応じて、上は歴代皇帝陛下が裁判を慎重に行おうとなさった(原文。欽恤)御意を体し、下は和魯公父子や鄭公が裁判実話集を編集出版した本心を究め、裁判に対して神経を研ぎ澄まし、思慮を尽くして、本書が収めている話を架空の話とは思わないならば、甘棠(やまなし)の木陰(原文。棠陰。周の武王の時に、召伯が南土を巡行した際、民に負担をかけないために、甘棠の木の下で裁判を行った故事に基づく言葉。裁判所を意味する。)で、明らかな道德の教え(原文。明教。『毛詩』國風、召南、甘棠に「召伯之教、明於南国。」とある。)を示す

ことができるようになり、いばらの林(原文。棘林。『礼記』王制に「司寇、正刑明辟、以聽獄訟。(中略)大司寇、聽之棘木之下。」とある。裁判所を意味する。)で、冤死者が幽霊になって夜に哭くことが無くなるでしょう(原文。棘林無夜哭。『文選』卷三十六、王融「永明九年策秀才文」に「肺石少不冤之人、棘林多夜哭之鬼。」とある)。そのように裁判が正しく行われるようになりますと、人々は安心して礼の規範に従って生活できるようになります。何と幸せなことでしょう(原文。曷勝多礼之幸。揚雄『法言』吾子に「狴犴使人多礼乎。」とある)。そこで、売名行為と見られるのを厭わず、本書を出版して、世に広めたいと思ったのです。

重光(『爾雅』釈天に「太歳(中略)在辛曰重光。」とある。十干の辛を指す。)協治(『爾雅』釈天に「太歳(中略)在未曰協治。」とある。十二支の未を指す。)の歳(辛未。開禧三年丁卯(一二〇七)の直後の辛未の年は、嘉定四年(一二一一)である。)、閏月(嘉定四年の閏月は閏二月)。望日(十五日)、四明(桂万榮の故郷である慈溪県が属する両浙東路慶元府の雅称。慶元府と紹興府との堺に四明山がある。)の桂万榮が序を記しました。

【原文】

棠陰比事序

開禧丁卯春、僕以饒之餘干尉趨郡。書滿糾曹。孫公起予、武林人也。留款竟日、話次因及臬事。謂、凡典獄之官、寔生民司命。天心向背、国祚修短、係焉。比他職掌、尤当謹重。近者、番易尉胥、為人所殺。昏暮莫知主名。承捕之吏、統執餒達以告。証左皆具。亦既承伏矣。且（もと）具に作る。四部叢刊本に從つて改めた。）謀連三弓手。結款無一異詞。某独不能無疑。躬造台府、請緩其事。重立賞榜、広布耳目、俾緝正囚。未幾、果得龔立者、以正典刑。不然、橫致四無辜於死地。銜冤千古、咎將誰執。万榮聞之、瞿然斂衽。因歎、吾夫子、三絶韋編、特著其讖獄緩死之象於中孚。而古之君子、亦尽心於一成不可變者。公其有焉。既而東帰、參選待次建康犴曹。屢省斯事、若有隱憂。遂於暇日、取和魯公父子疑獄集、參以開封鄭公折獄龜鑑、比事屬辭、聯成七十二韻、号曰棠陰比事。凡与我同志者、類能、上体累代欽恤之意、下究諸公編削之心、研精極慮、不謂空言、則棠陰著明教、棘林無夜哭。曷勝多札之幸。是用、弗嫌於近名、擬録諸木、以広其伝。歳在重光協洽、閏月望日、四明桂万榮序。

【訓読】

棠陰比事序

開禧丁卯の春、僕、饒の餘干の尉を以て郡に趨く。書、糾曹に滿つ。孫公起予は武林の人なり。款を留むること竟日、話次、臬事に因及す。謂う。凡そ典獄の官は、寔に生民の司命なり。天心の向背、国祚の修短、これに係る。他の職掌に比して、尤も当に謹重たるべし。近ごろ、番易の尉胥、人の殺すところと為る。昏暮にして主名を知る莫し。承捕の吏、ついで兪達を執らえて以て告ぐ。証左、皆具わる。亦た既に承伏す。且つ謀りごと三弓手に連なる。結款、一の異詞無し。某、独り疑い無き能わず。躬ら台府にいたり、其の事を緩めんことを請う。重ねて賞榜を立て、広く耳目を布き、正囚をとらえしむ。未だ幾くならずして、果たして龔立なる者を得、以て典刑を正したり。然らずんば、まげて四無辜を死地に致さん。冤を千古に銜み、咎、はた誰か執らん。と。万榮これを聞き、瞿然として衽を斂む。困りて歎ず。吾が夫子、三たび韋編を絶ち、特に其の讖獄緩死の象を中孚に著わす。而して古の君子も亦た、心を一成して變す可からざる者に尽くす。公、其れこれ有り。と。既にして東帰し、參選して建康の犴

曹を待次す。しばしば斯の事を省み、隱憂有るがごとし。遂に暇日に於いて、和魯公父子の疑獄集を取り、參するに開封の鄭公の折獄龜鑑を以てし、事をならべ辭をあわせ、七十二韻を聯成し、号して棠陰比事と曰う。凡そ我と志を同じくする者、能に類しない、上は累代欽恤の意を体し、下は諸公編劇の心を究め、精を研き慮を極め、空言とおもわざれば、則ち棠陰に明教を著わし、棘林に夜哭無からん。曷んぞ多礼の幸に勝えんや。是を用て、近名を嫌わず、これを木にきざみ、以て其の伝を広めんと擬す。歳は重光協洽に在り。閏月望日。四明の桂万榮、序す。

桂万榮の略歴は、天順五年（二四六二）に成った『大明一統志』の卷四十六、寧波府、人物の項に、「桂万榮。慈溪の人。慶元初の進士。州郡を歴典し、至るところ声有り。直秘閣に終わる。棠陰比事を著わし、世に行わる。」と記されている。『宝慶四明志』卷十に拠れば、桂万榮は慶元二年（一一九六）の進士である。

「孫公起予は武林の人なり。」とあるが、『咸淳臨安志』卷六十一の「国朝進士表」に拠れば、孫起予は淳熙十一年（一一八

四）の進士である。清の雍正十三年（一七三五）に成った『浙江通志』（四庫全書所収）の卷一二六、選舉、宋進士、淳熙十一年甲辰衛涇榜の項には、孫起予は「富陽人」と記されている。「富陽」は臨安府富陽縣（現在の浙江省富陽縣）である。臨安府の雅称が「武林」であり、「武林」は西湖の西側の諸山の総称である。なお、『宝慶四明志』卷十、叙人、進士、嘉定七年（二二二四）袁甫榜の項に、父の孫枝と同時に進士に合格した孫起予の名が見えるが、棠陰比事序に登場する孫起予とは別人である。

「既にして東帰、參選し、建康狂曹を待次す。」と記されているが、これは、餘干県尉の任期が満ちて、国都臨安府に赴いて、吏部に出頭して成績審査を受け、建康府の司理参軍に昇任させる辞令を授けられて、故郷の慈溪縣に帰り、そのポストが空くのを待っていた、という意味である。「待次」の語については、竺沙雅章「宋代官僚の寄居について」（『東洋史研究』第四十一卷第一号掲載、昭和五十七年）に説明がある。

「遂に暇日に於いて、和魯公父子の疑獄集を取り、參するに開封の鄭公の折獄龜鑑を以てし、事を比なべ辭を属あわせ、七十二韻を聯成し、号して棠陰比事と曰う。」と述べられている。「和

魯公父子の疑獄集」とは、五代後晋の宰相和凝（八九八〜九五五）及びその第四子の嶮（九五一〜九九五）が編集した裁判実話集『疑獄集』三巻のことである。和凝は後漢の高祖（在位九四七〜九四八）の時に魯国公に封じられたので（『新五代史』卷五十六、和凝伝）、ここで「和魯公」と称されているのである。和凝父子の『疑獄集』は、上巻に和凝が集めた二十九話が収められ、下二巻に和嶮が集めた三十八話が収められていた（『玉海』卷六十七、詔令、刑制、紹興折獄龜鑑）。四庫全書に収録されている『疑獄集』十巻は、明の張景（嘉靖二年（一五二三）の進士）が編集した『補疑獄集』六巻を除く、はじめの四巻が、和凝父子が編集した『疑獄集』であることになっている。しかし、そのうちの第四巻に輯められている話は、すべて後人が妄増したものであり（楊奉琨『疑獄集・折獄龜鑑校釈』（復旦大学出版社、一九八八年）「前言」）、はじめの三巻も、和凝父子が編集した『疑獄集』のものとの姿をそのまま伝えているわけではない（拙稿「和氏父子撰『疑獄集』の整理」（『関西大学法学論集』第五十一巻第六号掲載、平成十四年）第三節）。

「開封の鄭公の折獄龜鑑」とは、北宋の宣和六年（一一二二）の進士である鄭克が、南宋の紹興三年（一一三三）に高宗

が降した恤刑詔を読んで刺激を受け、和凝父子の『疑獄集』を増補して編んだ（余嘉錫『四庫提要辨証』（科学出版社、一九五八年）卷十一、子部二、折獄龜鑑八巻）『折獄龜鑑』のことである。『折獄龜鑑』は、永樂大典から録出されたものが四庫全書に収められ、ほぼ完存している。各話の主人公である裁判官の姓名を標題とした二百八十話が「釈冤」「辨誣」等の二十門の下に配列され、各話の後に編者鄭克がコメントを附している。鄭克のコメントに別の裁判実話が掲げられているものがあり、一方、二百八十話の中には重出があるので、『折獄龜鑑』に掲載されている裁判実話の合計は三百八十二話となる。

「事を比べ辞を属あわせ、七十二韻を聯成す。」とあるのは、次のように各話を配列し、各話に標題をつけた、という意味である。『疑獄集』及び『折獄龜鑑』の中から、二話ずつ組み合わせながら、百四十四話を選び出し、各話に四字の標題をつけ、組み合わせた二話の標題が対になるようにする。例えば、『棠陰比事』の第一話の標題「向相訪賊」と第二話の標題「錢推求奴」は、「向」と「錢」が各話の主人公の姓であり、「相」と「推」が各話の主人公の官職である「丞相」と「推官」の略であり、「訪賊（賊を訪ぬ）」と「求奴（奴を求む）」が、動詞と

目的語を使って、各話の内容を表している。そして、対にした二つの標題を一聯と数え、並んだ奇数聯と偶数聯が脚韻を踏むようにする。例えば、第一聯「向相訪賊、錢推求奴。」と第二聯「曹攄明婦、裴均积夫。」では、「奴」と「夫」が同韻である。